

平成26年度

事業計画

公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

目 次

平成26年度事業計画

◇活動方針	2
◇事業計画	3
I 法人運営	4
II 公益事業	4
1. 社会参加推進事業 【公益事業1】	4
2. 東部障害者福祉会館事業 【公益事業2】	5
3. 西部障害者福祉会館事業 【公益事業3】	6
III 収益事業	8
1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】	8
2. ヘルパー事業 【収益事業2】	8
3. 自動販売機委託販売事業 【収益事業3】	9
IV その他事業	9
1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業1】	9
V 他団体連携事業	9

活動方針

ミッション(経営理念)

地域社会の中で、障害のある人が安心し、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

ビジョン(目的)

障害福祉の視点から、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりに取り組みます。

バリュー(活動姿勢)

- 障害のある人たちの権利を守る活動をします。
- 障害のある人たちの声を聞き、求められるニーズに応える活動をします。
- 個々の障害を理解し、障害のある人の立場に立った視点で活動をします。
- 障害のある人が自分の生き方を選択できるよう、生活を支援する活動をします。
- 障害のある人の生きがいへとつながる、芸術・文化・スポーツ支援の活動をします。
- 障害のある人と地域との架け橋となる活動をします。
- 関係機関・団体と協力、連携して活動をします。

平成25年6月19日に障害者差別解消法が成立し、改正障害者基本法、障害者総合支援法と共に障害者権利条約批准のための関連法が整備された後、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現に向けて国内での動きも加速し、平成26年1月20日に権利条約は批准となりました。

北九州市制50周年にあたる平成25年度は、市制50周年記念事業としての障害者芸術祭、障害のある人たちの災害時支援や人権を考えるシンポジウムなど、障害のある人たちの生きがい支援や地域への人権啓発の取り組みを行ないました。また、東部・西部障害者福祉会館の平成26年度から30年度までの指定管理者(第3期)に応募し、12月市議会で次期指定管理者として指定を受けました。

平成26年度は、九州身体障害者福祉大会及び九州視覚障害者情報提供施設大会の2つの大きな大会を当協会が担当しますので、まずはこれらの大会の成功に向けて取り組んでいきます。

また、生きがい支援として、東部障害者福祉会館内に「北九州市障害者芸術文化応援センター」(仮称)を立ち上げ、障害のある人たちの芸術文化活動推進にも力を入れて事業に取り組んでいきます。

「地域社会の中で、障害のある人が安心し、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現」を目指し、上記7つの活動姿勢に基づき、法人の活動を行なっていきます。

事業計画

平成26年度の取り組み

(1) 法人運営に必要な財源確保

障害福祉の推進の活動基盤となる法人運営を行なっていく財源として、寄附金や賛助会費等の収入増について引き続き検討し、増収に向けた取り組みを行なっていきます。

(2) 生きがい事業の推進

現在、生きがい事業として主に障害者芸術文化活動の推進を目的とした事業に取り組んでいます。

平成26年度は、東部障害者福祉会館内に「北九州市障害者芸術文化応援センター」(仮称)を立ち上げ、障害者芸術祭の開催を中心として、障害のある人たちの芸術文化活動の調査、情報収集など、芸術文化活動推進に力を入れた事業に取り組んでいきます。

また、これからの芸術文化・スポーツ活動の支援に必要な事業実施体制についても検討します。

(3) 人権の啓発及び推進

障害のある人の人権について、国の障害者権利条約の批准の動きと共に、26年度も引き続き他団体と連携をとりながら、講演会やワークショップ等の従来の取り組みに加え、シンポジウムの開催など、地域と共に考える取り組みを行なっていきます。

(4) 会員団体との連携強化

会員団体間の連携強化のため、団体相互の交流事業を実施するなど、連携強化に必要な取り組みを実施します。今年度は九州身体障害者福祉大会を当協会が主催するため、会員団体で実行委員会を組織し開催に向けて準備を行なっていきます。

(5) 社会参加の推進

障害のある人とない人が共に暮らしやすい社会を作るため、地域での交流の機会を作るなど、共に生きていくためのきっかけとなる事業展開を行ないます。そこで必要となる、地域とのパイプ役である身体・知的障害者相談員と行政、関係機関、地域との意見交換の場づくりなど、連携強化に向けた取り組みを行ないます。

I 法人運営

公益財団法人として障害福祉の推進に資するため、公益性の高い事業展開を行ない、障害のある人たちの地域における自立と社会参加に向けて取り組んでいきます。そのために必要な組織力、経営力等、法人の基盤強化を目指し、内外に向けた取り組みを行なっていきます。

【活動内容】

1. 組織運営に関わる会議の開催

- ・理事会の開催（定例 年2回 5月、27年3月予定）
〈内容〉平成25年度決算、平成27年度予算
- ・評議員会の開催（定例 年1回 6月予定）
〈内容〉平成25年度決算

2. 組織力等、法人の基盤強化に向けた取り組み

組織力強化に向けた取り組みとして、障害者差別解消法の成立を受けて、今年度は会員団体一丸となり要望事項を取りまとめ、北九州市と意見交換を行なう等の取り組みを行なっていきます。また、会員団体と連携して、意見交換、情報交換を通して対外的な力を高めていくための関係団体事務局長会議を定期的に開催します。

また、法人の中長期計画やそれに基づいた運営方針を検討する法人運営推進会議を定期的に行なっていきます。

- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）
- ・法人運営推進会議（定例 年6回）

また、法人の基盤強化のためには、法人を支える職員ひとり一人の育成はかせません。

リーダーシップや課題解決能力、環境適応力等、必要なスキルを段階的に身に付けるための職員育成計画の作成を行ない、法人の貴重な財産となる人材（材）育成に取り組んでいきます。

また、日常の業務に必要な業務遂行力や、障害特性の理解等、障害福祉に携わる職員として必要となる技術を、法人の研修として取り組んでいきます。

- ・職員育成計画の作成
- ・研修会の実施（全職員対象 年2～3回・各所属別職員対象 随時）

II 公益事業

1. 社会参加推進事業【公益事業1】

障害のある人たちの社会参加を進めていくため、そのきっかけとなる芸術文化活動やコミュニケーションの支援を行ない、併せて必要な情報の提供、整備すべき制度、サービスについての要望活動を行なうなど、障害福祉の推進を図ることを目的とした事業を行ないます。

【活動内容】

(1) 障害者芸術文化支援事業

障害のある人たちの生きがいつくりにつながる芸術文化活動の支援を目的に、日頃の活動成果の発表や市民への障害福祉の啓発の場として、芸術作品展やステージイベントを行ないます。

- ・第7回 北九州市障害者芸術祭
芸術作品展 平成26年12月予定（会場未定）
ステージイベント 平成26年12月 7日（日）（ウエルとばた中ホール）

(2) 手話通訳協力員派遣事業

コミュニケーション支援や情報保障が必要な場面において、聴覚障害者及び関係団体、企業等に対し、専門性のある手話通訳者を派遣します。

(3) 情報提供事業

ホームページ及び広報紙を活用して、障害福祉に関わる情報を発信することで、市民への啓発と障害のある人たちの社会参加推進を図ります。

- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・広報紙「しんしょうだより」の発行 年間4回 各1600部発行

(4) 陳情・要望活動事業

すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりのため、国や市に対して必要な制度、諸政策に対する要望等の活動を行います。市レベルでは、北九州市障害福祉団体連絡協議会をはじめとした関係団体と連携し、国レベルでは、全国の関連団体と連携して要望活動を行います。

今年度は当協会が主催して、第46回九州身体障害者福祉大会（北九州大会）を開催します。

- ・第55回政令指定都市身体障害者団体連絡協議会
平成26年 8月23日（土）（静岡市）
- ・第46回九州身体障害者福祉大会（北九州大会）
平成27年 1月15日（木）～16日（金） 会場 リーガロイヤルホテル小倉

2. 東部障害者福祉会館事業【公益事業2】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行いません。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など13講座の開催
- ・聴覚障害者対象英検講座

(2) 交流事業

- ・交流会の開催 冬（クリスマス会、年末交流会） 平成26年12月
春（春の交流会） 平成27年 3月
- ・開館記念文化祭「ふれあい広場」の開催 平成26年10月26日（日）

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア養成講座（内容未定） 平成26年 8月
- ・障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー 平成26年 9月

(4) 情報提供事業

- ・会館だよりの発行 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレットの発行 年2回 500部発行
- ・情報センター設置事業 福祉関係書籍の貸出し、福祉関連切り抜き記事の施設内掲示

2. 障害別社会参加支援事業

(1) 障害別支援者養成事業

- ・要約筆記者養成講座

(2) 障害別生活支援事業

- ・要約筆記者派遣事業
- ・自立支援事業（自立生活講座、自立生活外出プログラム）
- ・視覚障害者生活教室開催事業
- ・音声機能障害者発声訓練事業
- ・発声訓練指導者養成事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業
- ・障害者相談員活動強化事業

3. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9時30分～21時

日曜日 9時30分～18時

休館日：火曜日、祝日、年末年始

3. 西部障害者福祉会館事業【公益事業3】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

コムシティ5階へ移転し、2年目となる平成26年度は、利用者の意見を聞きながら、環境の整備に努めます。さらに、コムシティ内にある区役所や関係施設と連携して、利用者へのサービス向上と、一般市民への障害の啓発を推進していきます。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など15講座の開催
- ・ひとみらいプレイスとの連携講座（新）

(2) 交流事業

- ・障害のある人と地域市民との交流祭の開催
- ・障害者対象の交流会の開催

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア入門講座 平成26年 9月

(4) 情報提供事業

- ・会館だよりの発行 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレットの発行 年2回 500部発行

2. 視覚障害者社会参加支援事業

(1) 製作および貸し出し事業

- ・視覚障害者を対象とした点字、テープおよびデイジー（CD）図書の製作および貸し出し

(2) 支援者養成および研修事業

- ・音訳ボランティアスキルアップ講座
- ・点訳ボランティアスキルアップ講座

今年度は、北九州市が主催して点訳・音訳ボランティアの研修、意見交換を目的とした、九州視覚障害者情報提供施設大会を開催します。

- ・九州視覚障害者情報提供施設大会（北九州大会）

平成26年9月4日（木）～5日（金） 会場 リーガロイヤルホテル小倉

(3) 情報提供事業

- ・機器操作支援
- ・広報誌の発行 点字図書館だより 年3回 各450部発行
- ・対面リーディング
- ・ミニ点字教室（新）

(4) 交流事業

- ・点字図書館交流会（当事者、ボランティア、職員による三者交流会）

3. 聴覚障害者社会参加支援事業

(1) 制作および貸し出し事業

- ・聴覚障害者を対象とした、手話・字幕挿入映像資料の制作および貸し出し
- ・巡回ビデオライブラリー（市内3カ所）

(2) 支援者養成および研修事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー登録者レベルアップ講座

(3) 障害別生活支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・盲ろう者通訳ガイドヘルパー派遣事業
- ・盲ろう者社会参加講座（新）

(4) 情報提供事業

- ・聴覚障害者支援セミナー
- ・広報誌の発行 年4回 各300部発行
- ・ストーリーミング映像配信事業
- ・ミニ手話教室(新)

(5) 交流事業

- ・聴覚障害者ふれあいの会
- ・聴覚障害者情報センターの集い(当事者、ボランティア、職員による三者交流会)

(6) 相談支援事業

- ・聴覚障害者に対する情報提供と生活支援

4. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日 : 月曜日～土曜日 9:30～21:00

日曜日 9:30～18:00

休館日 : 火曜日、祝日、年末年始

Ⅲ 収益事業

1. 点字・声の市政だより等作成事業【収益事業1】

北九州市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音版を製作し、視覚障害者の生活に必要な情報提供を行ないます。

【活動内容】

市政だより、市議会だより、かえるプレス、すこやかハート、人権情報誌「いのち・あい・こころ」等、北九州市の公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成

2. ヘルパー事業【収益事業2】

平成25年4月に障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障害者施策の拡充が図られ、各種サービス内容の見直しや充実が進められています。

平成26年度はこれらのことを踏まえ、利用者の地域生活や社会参加が円滑に進められるよう、更なる支援体制の強化に努めます。

さらに介護予防給付サービス等の修正、見直しも進められ、障害者サービスとの関わりが不安視される中、サービス利用者が不利益になることがないよう、利用者への情報提供を強化し、利用者の立場に立ったサービス提供を行なっていきます。

また、平成26年9月末で同行援護従業者の資格要件等の経過措置が終了することに備え、資格取得を希望する市民や現任ヘルパーの要望に応えられるよう、同行援護従業者講習会開催に向けて取り組みを進めるとともに、ヘルパー研修を実施し、登録ヘルパーの資質向上と安定した人材確保を図ります。

【活動内容】

障害者地域生活支援及び介護保険法に基づくヘルパー派遣事業
ヘルパー養成事業（第2回同行援護従事者養成研修）

3. 自動販売機委託販売事業【収益事業3】

北九州市立東部障害者福祉会館や北九州市立西部障害者福祉会館をはじめ、北九州市内の公的施設に自動販売機を設置し、飲料販売を行ないます。

自動販売機による飲料販売収益は公益目的事業に還元します。

【活動内容】

自動販売機による飲料販売

IV その他事業

1. 地域障害者団体支援事業【その他事業1】

北九州市内で活動する身体障害者団体の支援を通して、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的に事業を行ないます。

【活動内容】

当事者団体が企画する啓発、学習、交流などを目的とした事業に対して連絡調整、広報等の事業協力を行ない、その活動を支援します。

また、障害別の全国組織および九州地区組織開催の福祉大会、スポーツ大会への参加支援も行ないます。その他、障害別団体が九州及び全国規模の大会を主催する場合の大会開催に関する支援も行ないます。

- ・当事者団体企画事業支援
- ・障害別全国組織及び九州地区組織開催の福祉大会参加、スポーツ大会参加支援
- ・障害別団体による九州及び全国規模大会開催支援

V 他団体連携事業

北九州市の障害福祉推進のため、他団体と連携して行政に対し必要な政策提言、意見交換を行います。また、障害福祉に関する情報を収集し提供します。

1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会（常任委員）

市内の障害福祉政策に関する行政との協議及び要望活動、人権啓発活動

2. 北九州市福祉のまちづくりネットワーク（世話人団体）

福祉のまちづくりに関する行政との協議、意見交換

3. 北九州市障害福祉情報センター（運営委員）

障害福祉に関する情報収集及び提供